

障害者スポーツ活動助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この助成金は、秋田県の障害者スポーツの振興に寄与すると認められる活動に対して、その活動の経費の一部を助成することを目的とする。

（助成金の原資）

第2条 助成金の原資は、一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の会費または寄付金等の自主財源をもって充てる。

（助成対象者）

第3条 この助成金の交付対象者は、協会の正会員若しくは団体の正会員の構成員とする。

（対象事業）

第4条 この助成金の対象となる事業等は、次によるものとする。

- （1）障害者スポーツ競技団体が選手の育成強化を目的に行う事業で、一般社団法人秋田県障害者スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合。
- （2）障害者スポーツ指導、支援団体等が障害者スポーツの普及啓発を目的に行う事業で、会長が必要と認めた場合。
- （3）障害者または障害者スポーツ競技団体が全国規模の障害者スポーツ大会に出場する場合で、会長が必要と認めた場合。（県域規模以上の予選会を経て出場権を得た場合に限る。）
- （4）障害者または障害者スポーツ競技団体が国際大会に出場する場合。
- （5）その他、会長が特に必要と認めた場合。
- （6）前各号の規定にかかわらず、予算上の制約により助成を行わないことがある。

（助成額）

第5条 助成金の額は、事業の内容に応じて次表のとおりとする。
ただし、自己負担額を上限とする。

対 象 事 業 等	助 成 金 額
選手の育成強化事業 （第4条の（1））	30,000円以内
障害者スポーツの普及啓発事業 （第4条の（2））	30,000円以内

全国大会、国際大会等出場 （第4条の（3）（4））	全国大会 個人 10,000円以内 団体 20,000円以内 ・国際大会 個人 20,000円以内 団体 30,000円以内
その他 （第4条の（5））	会長が必要と認めた額

（2）前表にかかわらず、会長が相当の理由により特に必要と認めた場合は、これを増額することができる。

（申 請）

第6条 この助成金の交付を受けようとする者は、別に定める「助成金交付申請書」を会長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 この助成金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに別に定める「実績報告書」を提出しなければならない。

（交付回数制限）

第8条 この助成金の交付にあたっては、次により回数制限を設ける。

（1）一団体若しくは個人については、同一年度内において1回のみとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。